

介護保険での訪問看護サービスに係る加算同意書

☐ 特別管理加算 [Ⅰ：500 単位, Ⅱ：250 単位]

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

☐ 初回加算 [Ⅰ：350 単位 Ⅱ：300 単位]

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

☐ 緊急時訪問看護加算 [Ⅰ：600 単位]

利用者又はその家族に対して 24 時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合にひと月に 1 回加算されます。

☐ 退院時共同指導加算 [600 単位]

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に 1 回（特別な場合は 2 回）加算されます。

☐ 看護・介護職員連携強化加算 [250 単位]

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合は（介護予防は対象外）に加算されます。

☐ ターミナルケア加算 [2000 単位]

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

☐ 長時間訪問看護加算 [300 単位]

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1 時間 30 分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が 1 時間 30 分以上となる時、1 回の訪問看護につき加算されます。

☐複数名訪問加算 **【30 分未満:254 単位、30 分以上:402 単位】**

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ①利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

☐訪問看護体制強化加算Ⅱ **【200 単位/月】**

厚生労働省が示す基準（夜間体制・看護人数等）を満たす場合に加算される

	令和 年 月 日
(事業者)	アイリスフレール株式会社
(事業所)	訪問看護ステーションこころ千川
(事業主)	大山 幸成

私（利用者及びその家族）は、訪問看護サービスの料金表と加算の同意書を受領し、説明を受け、必要に応じ加算することに同意します。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人及び立会人

住所 _____

氏名 _____ 印

令和 6 年 6 月 1 日 更新